

号外第14（令和2年9月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税制課】	2
△	横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局医療援助課】	9
△	横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	11
△	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	12

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第39号

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「2メートル」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にある場合は、90センチメートル）」を加える。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

第28条第2項中「1.5メートル」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にある場合は、90センチメートル）」を加える。

第56条第3項中「第53条の2」を「第53条の3」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。